

# 令和2年度求職者支援訓練実施計画について

【求職者支援訓練分】

## 【開始月別日程】

京都労働局職業安定部訓練室

訓練開始			訓練認定申請期間		受講生募集期間		訓練選考日時等	
年	月	日	受付開始	受付終了	募集開始	募集終了	選考日	通知日
令和2年	4月	15日	1月15日(水)	1月28日(火)	2月28日(金)	3月19日(木)	3月26日(木)	4月1日(水)
	5月	15日	1月15日(水)	1月28日(火)	3月24日(火)	4月13日(月)	4月17日(金)	4月23日(木)
	6月	15日	2月25日(火)	3月9日(月)	4月22日(水)	5月20日(水)	5月26日(火)	6月1日(月)
	7月	15日	3月30日(月)	4月10日(金)	6月1日(月)	6月19日(金)	6月25日(木)	7月1日(水)
	8月	17日	4月24日(金)	5月15日(金)	6月29日(月)	7月17日(金)	7月27日(月)	7月31日(金)
	9月	15日	5月22日(金)	6月4日(木)	7月28日(火)	8月20日(木)	8月26日(水)	9月1日(火)
	10月	15日	6月22日(月)	7月3日(金)	8月28日(金)	9月17日(木)	9月25日(金)	10月1日(木)
	11月	16日	7月27日(月)	8月7日(金)	9月30日(水)	10月20日(火)	10月26日(月)	10月30日(金)
	12月	15日	8月24日(月)	9月4日(金)	10月28日(水)	11月18日(水)	11月25日(水)	12月1日(火)
令和3年	1月	15日	9月23日(水)	10月6日(火)	11月25日(水)	12月15日(火)	12月21日(月)	12月25日(金)
	2月	15日	10月22日(木)	11月5日(木)	12月23日(水)	1月19日(火)	1月25日(月)	1月29日(金)
	3月	15日	11月24日(火)	12月7日(月)	1月26日(火)	2月16日(火)	2月22日(月)	3月1日(月)

## 令和2年度開始月別／コース別認定数

### 上半期

訓練開始月		実績枠	※1 新規枠	全国共通分野			その他	※1 新規枠		
年	月			介護系	医療事務系	情報系				
令和2年	4月	75	60	15	105	15	15	15	45	15
	5月	55	40	15	105	15	15	15	45	15
	6月	40	40	※2	45	※2	※2	※2	45	※2
	7月	40	40	※2	50	15	※2	※2	35	※2
	8月	40	40	※2	45	15	※2	※2	15	15
	9月	25	25	※2	15	※2	※2	※2	15	※2
合計		275	245	30	365	60	30	30	200	45

### 下半期

訓練開始月		実績枠	※1 新規枠	全国共通分野			その他	※1 新規枠		
年	月			介護系	医療事務系	情報系				
令和2年	10月	40	25	15	105	15	15	15	45	15
	11月	340	250	90	421	91	75	75	90	90
	12月	25	25	※2	15	※2	※2	※2	15	※2
令和3年	1月	40	40	※2	30	15	※2	※2	15	※2
	2月	25	25	※2	15	※2	※2	※2	15	※2
	3月	25	25	※2	15	※2	※2	※2	15	※2
合計		495	390	105	601	121	90	90	195	105

※1 新規参入枠については、基礎コース、実践コース共に分野共通枠とし、20%の範囲内で設定します。

※2 認定定数については(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部(075-951-7392)にお問い合わせください。

1. 認定単位期間の認定上限値は20名とします。ただし、新規参入枠に係る認定上限値は15名とします。
2. 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で、新規参入枠への振替を可能とします。
3. 実践コースの全国共通分野において、認定単位期間で余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で「その他」分野への振替を可能とします。
4. 中止コースの繰り越しを可能とします。
5. 定員枠の残数の繰り越しを可能とします。
6. 第3四半期以降については認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分、及び中止コースの繰り越し分については、基礎・実践間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とします。
7. 11月に係る認定上限値については、令和2年度第一次補正予算により拡充されています。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

## 令和2年度開講コースに係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和元年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野番 号	訓練分野	指定来所日																		
			令和2年										令和3年								
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
基礎コース			第3火曜	×	19日	16日	21日	18日	23日	20日	17日	22日	19日	22日	16日	20日	18日	15日	20日	17日	×
実践コース	02	IT分野	第3水曜	×	20日	17日	15日	19日	24日	21日	18日	23日	20日	17日	17日	21日	19日	16日	21日	18日	×
	04	医療事務分野																			
	05	介護福祉分野																			
	03	営業・販売・事務分野	第3木曜	×	21日	18日	16日	20日	17日	22日	19日	17日	21日	18日	18日	22日	20日	17日	15日	19日	×
	11	デザイン分野																			
	06	農業分野	第3金曜	×	15日	19日	17日	21日	18日	23日	20日	18日	22日	19日	19日	16日	21日	18日	16日	20日	×
	07	林業分野																			
	08	旅行・観光分野																			
	09	警備・保安分野																			
	10	クリエイト（企画・創作）分野																			
	12	輸送サービス分野																			
	13	エコ分野																			
	14	調理分野																			
	15	電気関連分野																			
16	機械関連分野																				
17	金属関連分野																				
18	建設関連分野																				
19	理容・美容関連分野																				
20	その他の分野																				

※赤字部分は指定来所日を変更しています。